

令和7年度 高齢者いきいき相談室研修

# 重層的支援体制整備事業 について

名古屋市健康福祉局地域共生推進課

# 1 重層的支援体制整備事業とは

# 重層的支援体制整備事業のイメージ

～ざっくりわかりやすく言うと

いろいろな困りごとを抱えている人や世帯に、福祉等の各分野で行われている支援・施策、そして、地域で行われている取り組み等を重ね合わせて支援をしていこうというもの。

# 重層的支援体制整備事業実施までの経緯

## 政策・理念

### 地域共生社会の実現「ニッポン一億総活躍プラン」等

- 『我が事』・『丸ごと』の地域づくりをはぐくむ仕組みへの転換
- 公的支援の縦割りから丸ごとへの転換



## 改正社会福祉法 (平成29年6月公布)

- 『我が事』・『丸ごと』の地域福祉の理念を規定（第4条）
  - ・地域住民や福祉関係者が支援を必要とする住民（世帯）の抱える多様で複合的な地域生活課題について、把握し、関係機関と連携して解決が図られることを規定
- 市町村による包括的支援体制の整備（第106条の3）
  - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
  - ・住民の身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制整備
  - ・市町村圏域において、相談支援機関が連携して、複合化した地域課題を解決するための体制整備



## 改正社会福祉法 (令和2年6月公布)

具体的な事業  
**重層的支援体制整備事業の創設**（第106条の4）

# 重層的支援体制整備事業の創設

## 重層事業の 定義

「改正社会福祉法」（令和2年6月公布）

### ▶ 重層的支援体制整備事業の創設（第106条の4）

- ・ 市町村において、介護、障害、子ども、生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な相談支援体制を構築。
- ・ 既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かして、下記の支援を一体的に行う。
  - ① 「属性を問わない相談支援」
  - ② 「参加支援」
  - ③ 「地域づくりに向けた支援」

重層事業は  
国が定めた  
事業なんだね。



# 重層的支援体制整備事業の内容

## ①属性を問わない相談支援

### ▶ 包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

- ・ 介護、障害、子ども、生活困窮の各分野を担当する相談支援機関が、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、まずは地域住民からの相談を幅広く受け止め、生活課題の解きほぐしや整理を行うとともに、本人に寄り添い支援。
- ・ 受け止めた相談のうち、相談を受けた相談支援機関のみでは解決が難しい場合は、地域における相談支援機関等のネットワークを活用し、他分野の相談支援機関等と連携しながら支援にあたる。
- ・ 社会福祉法において、介護、障害、子ども、生活困窮を担当する相談支援機関が、包括的な相談支援を行うこととされている。

※本市においては、他のより多くの分野の相談支援機関とも連携。

## 社会福祉法において包括的相談支援を行うことと されている相談支援機関

本市における相談支援機関の名称	担当する分野
いきいき支援センター	介護
障害者基幹相談支援センター	障害
子育て総合相談窓口（保健センター保健予防課）	子ども
仕事・暮らし自立サポートセンター	生活困窮

# 重層的支援体制整備事業の内容

## ①属性を問わない相談支援

### ▶ 多機関協働事業（社会福祉法第106条の4第2項第5号）

生活課題の複雑化・複合化により、既存のネットワークを活用した相談支援機関等の連携だけでは課題解決が困難である場合、その事例の支援に関わる相談支援機関等が参加する重層的支援会議を開催し、支援に関する必要な検討を行う。

#### ※重層的支援会議とは

重層的支援会議では、相談支援機関等の役割分担を協議し、支援の方針を定めたプランを決定する。各相談支援機関等は、プランに基づき支援を行う。また、プランの見直しや支援の終結についても協議する。

# 重層的支援体制整備事業の内容

## ①属性を問わない相談支援

### ▶ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)

複雑化・複合化した生活課題を抱え、必要な支援が届いていない世帯に支援が届けるため、支援につながっていない世帯の情報を地域のつながりや相談支援機関等との連携から把握し、訪問等により本人と直接、継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行う。

# 重層的支援体制整備事業の内容

## ②参加支援

### ▶ 参加支援（社会福祉法第106条の4第2項第2号）

- ・ 複雑化・複合化した生活課題を抱えている等の理由により、既存の社会参加に向けた支援が困難な世帯に対して、生活課題等を丁寧に把握し、その世帯の状況に応じた地域における交流・活動の場への参加や就労支援等の支援の利用に向けて支援する。
- ・ さらに、本人の状態や希望に沿った参加・支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。

# 重層的支援体制整備事業の内容

## ③地域づくりに向けた支援

### ▶ 地域づくりに向けた支援（社会福祉法第106条の4第2項第3号）

地域における交流・活動の場が、複雑化・複合化した生活課題を抱えている世帯等を受け入れることができるよう、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを活かしつつ、世代や属性の枠を超えた交流・活動の場の整備やそれらのネットワークを構築する。

## 2 名古屋市の取り組み

# 名古屋市重層的支援体制整備事業の概要

## 複合的な課題を抱えた世帯・制度の狭間にある世帯

本人・家族等からの相談



### 既存の相談支援機関による相談対応

各分野の相談窓口では、相談者やその世帯に係る課題について、いったん属性や世代を問わず受け止め、必要に応じて他の相談支援機関と連携して支援を実施。

いきいき  
支援センター

障害者基幹相談  
支援センター

仕事・暮らし自立  
サポートセンター

子育て総合  
相談窓口

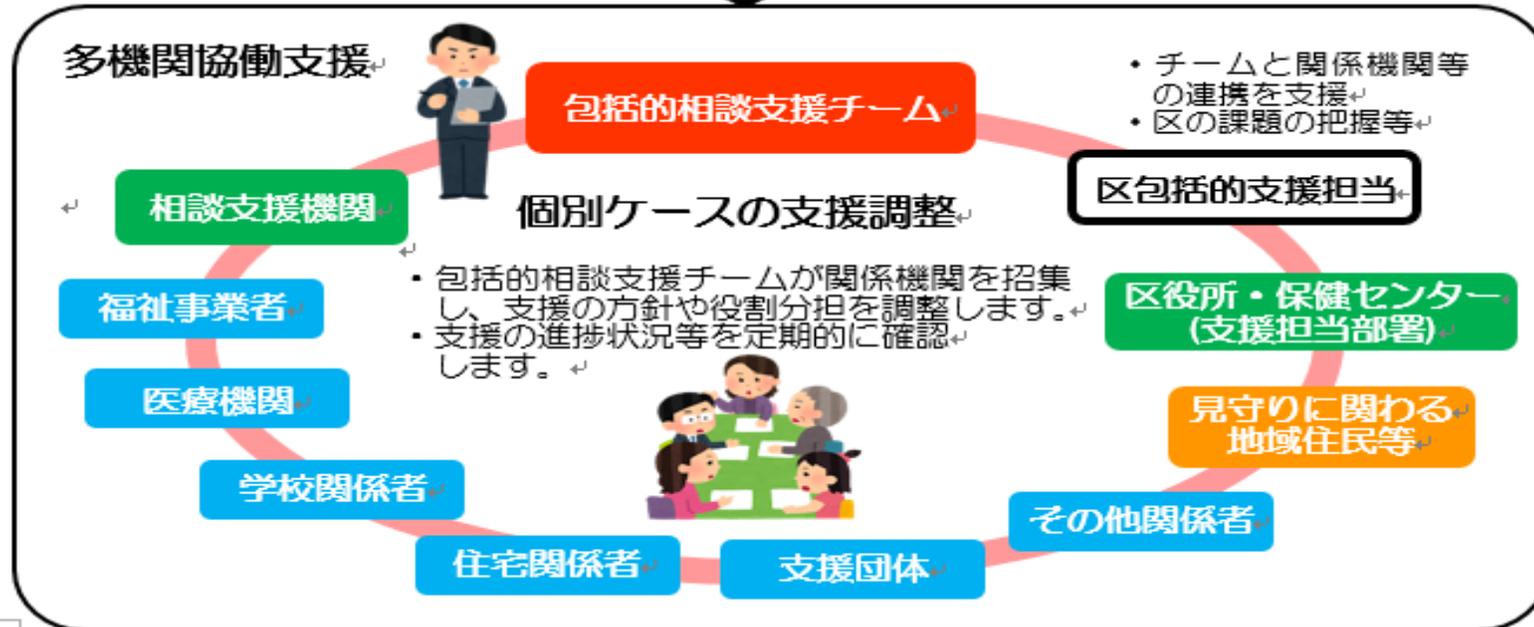
ひきこもり地域  
支援センター

区役所・  
保健センター

など

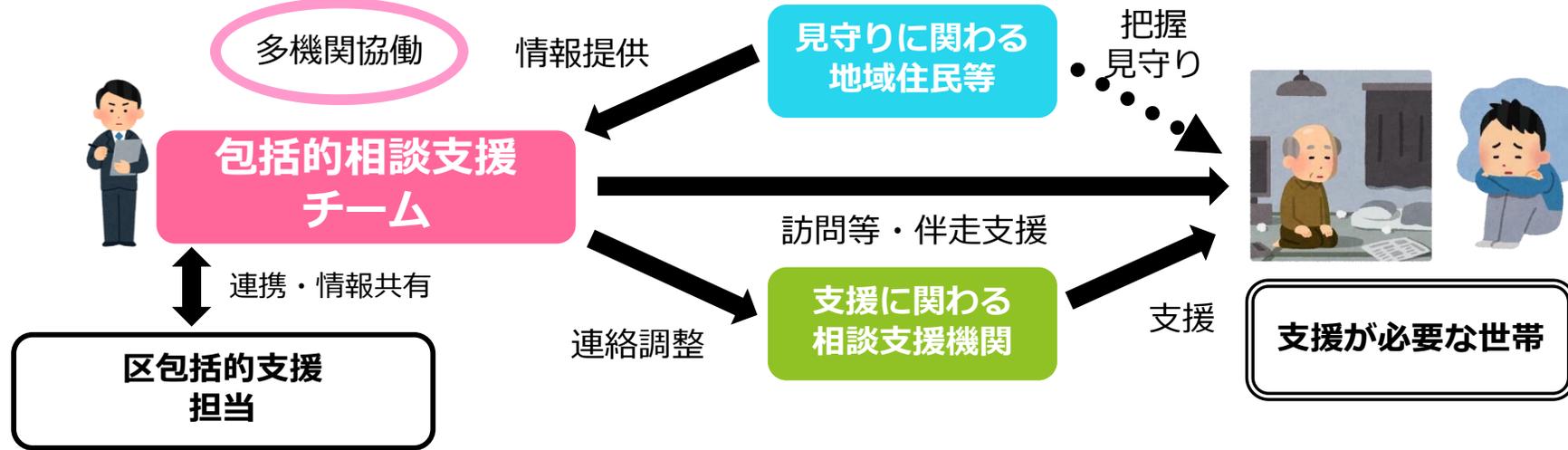
そのなかでもこのような事例は  
包括的相談支援チームへ連絡

- ・課題が複雑に絡み合い、相談支援機関の連携だけでは対応できないケース
- ・本人に支援を拒否され対応が困難なケース など



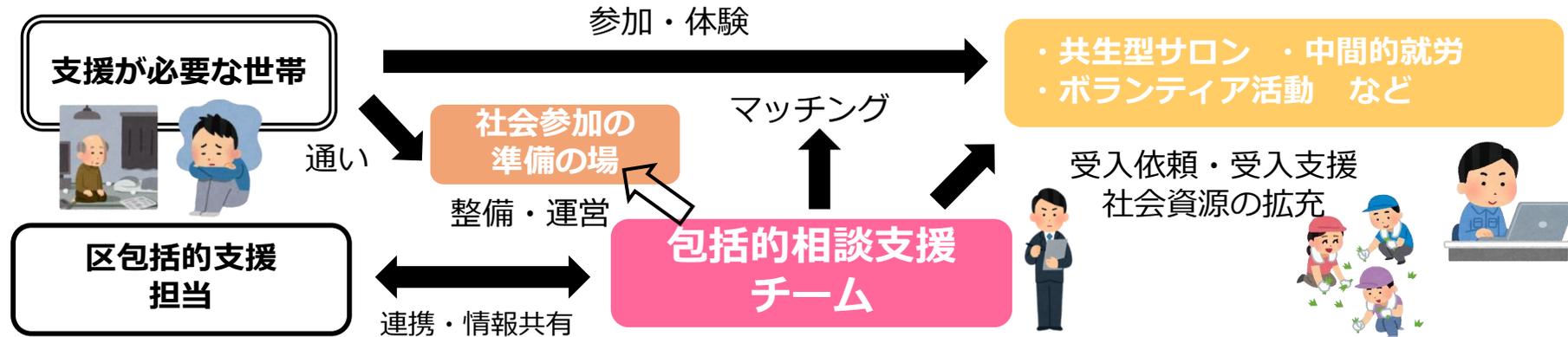
## アウトリーチによる継続的な支援

複合的な課題を抱えた世帯や制度の狭間で支援が届いていないような世帯について、地域住民等から情報提供をいただき、包括的相談支援チームが訪問等により関係を作り早期の支援につなげる。



## 参加支援・地域づくり

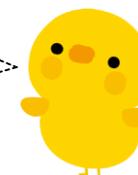
社会参加に向けた準備の場を整備するとともに、支援が必要な世帯の状況に応じて、地域の交流・活動の場とのマッチングを行う。また、世代や分野を超えた社会参加のための社会資源の拡充を図る。



# 包括的相談支援チームの配置

相談支援機関同士の連携の強化を図り、生活課題を抱えた世帯へ継続的に訪問し、伴走支援を行う包括的相談支援チームを令和4年度からの事業の試行実施に向けて、令和3年度から順次区ごとに配置し、令和6年度に全区で本格実施。

既存の相談支援機関の  
取り組みをバックアップ  
するのがチームなんだね。



## ▶ チームの構成

社会福祉士、精神保健福祉士の資格を保有する専門職等 6名

## ▶ チームの配置状況

- ・区ごとにプロポーザルによる公募で民間法人に委託。
- ・公募の結果、市社会福祉協議会・区社会福祉協議会等の共同事業体が受託。（各区社会福祉協議会の事務所にチームがいます。）

# 包括的相談支援チームの配置

## ▶ 配置のスケジュール

配置区数 (累計)	配置開始区	3年度	4年度	5年度	6年度
4区 (4区)	北・西 中村・南	準備	試行実施		
4区 (8区)	熱田・中川 港・守山		準備	試行実施	本格実施
8区 (16区)	上記以外の 8区			準備	

# 包括的相談支援チームの取り組み

## ～多機関協働事業

相談支援機関等が単独では対応できなく、相談支援機関等のあいだの役割分担の整理が必要な場合に、支援に関わる相談支援機関等が参加する重層的支援会議を開催し、多機関協働のためのコーディネートを実施。

### ▶ 支援の例

#### 「8050問題等の複合的な生活課題を抱えた世帯への支援」

高齢の親と知的障害のある子との8050問題を抱えた世帯で、子が親の介護を担っていましたが、子は、介護に伴うストレスで深夜に大声を出したりし、困惑した近隣住民が区役所に相談し、チームにつながりました。

チームは、区役所、いきいき支援センター、ケアマネジャー、障害福祉分野の相談支援員 に呼びかけ、課題の共有、支援の方向性や役割分担を確認する会議を開催し、「二人の世帯」という同じ幅広い視点で支援ができるよう調整し、支援方針を共有する体制を整えました。

支援する人たちが同じ方向を向いて支援していくことがポイントだね。



# 包括的相談支援チームの取り組み ～アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、訪問等により本人と直接、継続的に関わり、信頼関係を構築し、生活課題の解消に向けた支援を実施。

## ▶ 支援の例

### 「猫を多頭飼育しているひとり暮らし高齢者へのアウトリーチ支援」

経済的に困窮し、8頭ほどの猫の世話をしているひとり暮らし高齢者に関する相談が、地域住民からいきいき支援センターにあり、支援をしようとしたが拒否され、チームへ協力依頼がありました。

チームは、家の修繕等の支援の案内や、猫の餌の管理等を切り口に、人とペットの共生サポートセンターとともに繰り返し訪問し、猫を引き取ってくれる飼主の募集等を実施しました。家計改善の面では、仕事・暮らし自立サポートセンターと連携したほか、地域住民による見守りも行うようにし、支援体制を整えました。

# 包括的相談支援チームの取り組み

## ～参加支援事業・地域づくり事業

社会参加するための準備、地域における交流・活動の場とのマッチングやフォローアップ等の支援を実施し、社会参加に向けた準備の場づくりも実施。

### ▶ 取り組みの例

#### 「社会参加に向けた準備の場の開設」

市営住宅の空室等を活用し、社会参加に向けた準備の場（居場所）を開設しました。その人の特性や興味に応じてオーダーメイドで支援を実施し、お茶を飲みながらお話しをしたり、地域の保育園で活用される折り紙づくり等を通じて自己肯定感のアップにつなげています。

いきいき支援センターから、高齢者世帯への支援の中で、気になる50代の子の相談がチームにありました。その人はメンタル面や体調の面の不調があり、就職活動をするもののうまくいかず、ふさぎ込んでいました。

そこで、チームはその人を居場所に誘ったところ、定期的に通うようになりました。今度は就労への準備として居場所の運営のお手伝いをお願いし、自信を取り戻し、就労に至りました。

# 包括的相談支援チームの取り組み

～令和6年度対応実績（3月末時点）

## ▶ ケース数・対応回数

区分	件数等
新規ケース数	441件
前年度からの継続ケース数	382件
終結ケース数	214件
本人・家族との接触回数	30,735回
関係機関との調整回数	34,213回

👉 **新規ケース**  
1区あたり平均27.5件  
**継続ケース**  
令和4年度開始区：同70件  
令和5年度開始区：同25件

👉 **令和6年度の実ケース数**  
823件（新規＋継続）

# 包括的相談支援チームの取り組み

～令和6年度対応実績（3月末時点）

## ▶ 相談経路

区分	件数
区社会福祉協議会	171
いきいき支援センター	169
福祉事業者	112
子ども応援委員会	57
地域住民等	48
民生子ども課	42
障害者基幹相談支援センター	35
仕事・暮らし自立サポートセンター	31
区役所福祉課	26
保健センター	20
医療機関	16
地域定着支援センター	9
子ども・若者総合相談センター	7
ひきこもり地域支援センター	7
その他	73
計	823

# 包括的相談支援チームの取り組み

～令和6年度対応実績（3月末時点）

## ▶ 支援対象者等が抱える生活課題（重複あり）

区分	件数	備考
障害（疑いを含む）等	435	
ひきこもり状態等	404	うち 不登校 62件
病気・けが	381	うち メンタルヘルスの課題 214件
経済的困窮	334	
家族関係・家族の問題	306	
家計管理等に課題	288	
対人関係が苦手	166	
子育てに関する課題	141	うち ひとり親 67件
就職が困難	135	
介護に関する課題	110	
住居を失う恐れ	89	
DV・虐待	62	
外国籍等	16	
刑余者	17	
その他	87	
計	2,971	

☞ 「障害（疑いを含む）等」、「ひきこもり状態等」、「病気・けが」については実ケース823件のそれぞれ約50%が該当している。

☞ 1ケース当たり、約3.6件の生活課題を抱えており、生活課題が複合化している。

# 重層的支援体制整備事業の展開にあたって ～相談支援機関等の方々にお願いしたいこと

## ▶ 属性や世代を問わない相談支援

困りごとの相談があった場合には、自機関が担当する福祉分野以外の内容が含まれていても、一旦受け止め、他の関係機関と連携して対応をお願いします。

すでに取り組んでいただいていることかと思いますが、引き続き、よろしくお願いします。



# 重層的支援体制整備事業の展開にあたって ～相談支援機関等の方々にお願いしたいこと

## ▶ 包括的相談支援チームとの連携

課題が複雑に絡み合い、相談支援機関同士の連携だけでは調整が難しいケースなどは包括的相談支援チームにつないでください。多機関協働を進めるための支援を行います。

また、包括的相談支援チームが対応を進めているケースについて、多機関協働に参画していただくよう連携をお願いすることがあります。

支援する人たちが同じ方向を向いて  
支援していきましょう。

